

国際委員会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置する国際委員会(以下「委員会」という)の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会の実行事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 国際競技連合(UIPM,)との連絡、対策及び報告を行う。
- 2) 海外からの情報を収集する。
- 3) 競技者等選考・審査委員会、競技力強化委員会、及び指導者育成委員会等と連携する。
- 4) その他、必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、会員有志によって構成する。

2. 委員会は委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。
3. 委員長は、委員会を代表して理事会に出席する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

1. 委員会の議長は委員長が行う。
2. 委員会の議決は、出席者の2/3以上をもっておこなう。
但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。
3. 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、必要に応じて理事会の審議事項とする。
4. その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

第6条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

付 則

1. この規則は、平成11年6月19日から施行する。
2. この規則の施行により、国際委員会運営規則(平成2年7月11日制定)は廃止する。
3. 平成23年4月1日分離により、付則1を変更する。